

シリーズ・海外のCE企業

第3回 Golder社 (カナダ)

広報委員会・編 (訳責)

昨年からシリーズで海外のコンサルティング・エンジニア企業(CE企業)を紹介しております。世界各国のCE企業の現状・将来をできるだけ具体的に紹介することを目指し、それぞれの国のCE産業の背景を踏まえて、それぞれの国でCE企業・CEが何を考え、如何に変化しているかを知ることが狙いです。

今回は、1960年に創設され、カナダに本拠を置くGolder Associatesを紹介します。同社は鉱業関連の調査とエンジニアリング、廃棄物処理を得意とする企業で、自ら"specializing in ground engineering and environmental services"と説明しています。我が国の多数のコンサルティング企業と同じ時期、1960年に土質および基礎コンサルタントとして創業し、当初は橋梁を含む道路建設に伴う需要に乗り成長しました。その後、土質関連業務から岩盤関連業務へと進出し、地下水、汚染された土壌や地下水の処理技術など環境関連技術を獲得しました。土質、岩盤、地下水、環境関連技術に特化することにより急成長を遂げ、同社はいまや北米、ヨーロッパ、アジア、オーストラリア、アフリカ、南米に140の事業所を所有し、5,000人以上が働いています。同社はカナダ、USAに有力なグループ構成会社を有し、ENR誌Top Design and Engineering Firmsに常にランクされています。本邦コンサルタント企業の国際化が望まれて久しいなか、同社の企業活動を概括することにより、国際化を目指す課題が浮き彫りになると思います。

Golder Associates社 (カナダ)

【会社概要】

設立：1960年、カナダ・トロントでH.Q. Golder and Associatesとして土質力学コンサルタントとして創業
社名：Golder Associates Corporation

代表者：Rick Firlotte (President)

本社所在地：カナダ(グループ構成会社としてGolder Associates Ltd.)

海外子会社：USA1社(Golder Associates Inc.)、欧州14社、豪州およびアジア8社、南ア5社、アフリカ1社

従業員数：グループ全体で5,000名以上

売上高：586億円(2005年)、480億円(2004年)

※1USドル=115円で換算

営業分野：鉱業、石油およびガス、土地開発、工業、運輸、廃棄物処理、水資源、電力、資金調達・保険・不動産・法務、農業および林業

業務内容：鉱山エンジニアリング、地球物理関連技術、土質エンジニアリング、環境エンジニアリング、地下水関連技術、水文関連技術、空調、環境にかかわる健康と安全、植物学関連技術、栽培科学関連技術、情報管理、リスクおよび意思決定分析、品質管理、教育訓練

【業務内容の紹介】

Golder Associates Corporation(以下Golder社)は1960年、カナダのトロントでH.Q. Golder and Associatesとして設立されました。創業者はHugh Golder(土質力学)およびVictor Milligan(中距離ランナーとしても有名)、Larry Soderman(後に西オンタリオ大学教授)、John Seychuck(土質エンジニア)の4人のエンジニアです。会社設立時は、階下に銀行とオルガン店がある建物の2階、2寝室アパートが事務所でした。創業当初から従業員持ち株会社を標榜したことと、これら創業者のユニークな経歴と性格がGolder社の社風を作り上げたものと推測されます。

経営指標

最初に、同社から提供のあった2005年末の監査報告による経営指標を紹介します。

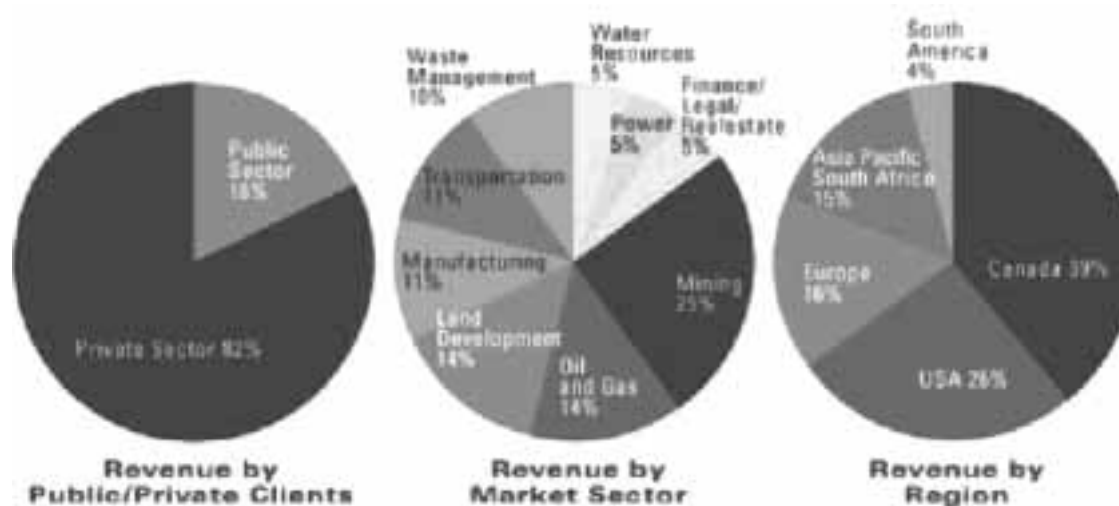
Golder社の事業規模

	2004年		2005年	
	1000USドル	対売上比率	1000USドル	対売上比率
売上高	417,576	100.0%	509,843	100.0%
前年比	—		122%	
下請発注など	131,257	31.4%	155,059	30.4%
実質売上高	286,319	68.6%	354,784	69.6%
人件費	91,070	21.8%	112,749	22.1%
人権比率	31.8%		31.8%	
最終売上高	195,249	46.8%	242,035	47.5%
営業・本社など経費	178,507	42.7%	222,791	43.7%
営業利益	16,742	4.0%	19,244	3.8%
営業外経費	2,117	0.5%	3,370	0.7%
税引き前利益	14,625	3.5%	15,874	3.1%
法人税	6,019	1.4%	6,139	1.2%
税引き後利益	8,606	2.1%	9,735	1.9%

2005年売上高は586億円（1USドル115円で換算）と本邦コンサルタント企業の最大手に匹敵します。営業利益は22億円、営業利益率は3.8%となっています。

ビジネス分野

売上にしめる公共・民間別比率および分野別比率、地域別比率を同社の2005年レポートから次に示します。



鉱業、石油・ガス、土地開発、工業を主にした民間の売上が8割以上です。これから同社が鉱業、石油・ガス関連技術に強く、自らを "Specializing in Ground

Engineering"としていることがうかがえます。また、地域別ではカナダが39%、USAが26%、欧州とアジア太平洋地域がそれぞれ約15%を占めています。

従業員構成

次に同じく2005年レポートから同社の従業員の分布を見てみます。



真ん中のグラフは売上を示すグラフに一度出てきます。同社は Employee-owned Group 企業を標榜し、フルタイム従業員の半数が株式を保有しています。2005年には1500人近くの従業員が株式を購入しました。これは同社がビジネスへの貢献と会社の所有権 (Ownership) とのバランスをはかっていることによるものです。左のグラフはどこの地域の従業員が株式を所有しているかを示しています。これによると、カナダの従業員が45%、USAが30%、アジア太平洋地域が13%、欧州が9%となっています。右のグラフは従業員の割合です。カナダとUSA以外の従業員が36%を占めています。企業の国際が進んでいる証だと思えます。

なお、同社はカナダ、USAはもとより、他の地域のCE企業が加わることによって拡大し続けています。2000年から2005年に同社に加わった企業は14社、進出した地域はニュージーランド、フランス、スペイン、オーストラリア、アフリカにのびります。

社是

同社の社是は企業の責任 (Corporate Responsibility)、持続可能性 (Sustainability)、健康と安全 (Health and Safety) の3つです。企業の責任については行動規範の

ところで詳述します。持続可能性については、自らの企業活動の中に持続可能性コンセプトを組み込むことから始めること、そして同様なプロセスを顧客のためのプロジェクトに应用することが持続可能性の実現に最も貢献できるものと言明し、リーダーの養成、ランチセッション、研修などを実行しています。健康と安全に関しては、同社グループ企業がマスコミや協会、団体から働きやすい職場、働きたい職場としてたびたび表彰されています。このことから健康的で安全な職場の維持に対する同社の力の入れようが推測されます。

行動規範

ここで、Golder社が国際コンサルタント企業として発展するために重要な役割を果たしたと思われる同社の Code of Conduct (行動規範) を紹介します。行動規範は2005年に更新されています。行動規範はまず従業員に対する (toward Employees) 同社の行動規範から始まります。次いで同社に対する (toward Golder Associates) 従業員の行動規範が来ます。三番目に、顧客と協力者との (with Clients and Suppliers) 行動規範、CE産業に対する (toward Industry) 行動規範、社会の一員として (as a member of Society) 行動規範、資産に関する (regarding Company Assets) 行動規範、それに違反行

為の通報手続き (Communicating Business Ethics Concerns)の順序で記述されています。ここで目をひかれることは従業員に対し企業としてどのように振る舞うべきかが真っ先に言明されていることと、同社の資産に関する行動規範が取り上げられていることです。

従業員に対する行動規範

従業員に対する企業としての行動規範は全部で5項目あります。第一に掲げられているのは、全ての従業員との関係で公正に (fairly)、正直に (honestly)、尊敬の念を持って (respectfully) 同社は行動するとしていることです。同社の言う従業員 (employees)とはいろいろな国籍の5,000人以上の人達を指していますから、現地雇用の従業員に対しても、公正に、正直に、尊敬の念を持って行動することが企業として最も重要であると考えていることを表明していると思います。続く4項目は衛生的で安全な職場を提供すること、市場価値に応じて報酬を支払うこと、能力開発を行うこと、多様性のあるチームを編制し協同して働くことを奨励すること、オープンで正直な、はっきりとした意思疎通を奨励することが続いています。これら5項目に対して、従業員の同社に対する行動規範は、行動規範を守ること、健康的でびくびくすることのない、嫌がらせのない職場環境を維持することの2項目です。

資産に関する行動規範

次に、同社の資産に関してどのような行動規範が定められているかですが、本邦コンサルタント企業のみから見るとあまりに細かいと思われるかもしれません。ここでは4項目の規範があり、第1に全ての従業員は、交通費、交際費を含め、慎重かつ効果的に資金を使うべきこと、第2に会社の資産、備品、設備は全て同社のビジネスのためにのみ使うべきこと、第3に会社と業務にかかわる情報と知識、データの守秘義務を果たすこと、第4に経理伝票や帳簿はタイムリーかつ正確、完全に提出することが求められています。行動規範でこのような具体的な指示があること、特に第4番目の経理処理に関することが記述されていることが注目されます。グループ構成会社全てに経理処理の迅速性、正確性、完全性を求めています。近年、本邦コンサルタント企業の杜撰な経理処理からコンサルタント企業への社会的信用が揺らいだ事例があります。世界的規模で迅速かつ正確、完全な経理処理を実行することも国際コンサルタントとしての必須事項だと思われます。

最後に2005年レポートにある社長メッセージを紹介します。2005年の成果を述べたものが大半ですが、Golder社がスピード感ある発展軌道にあることが感じられます。

社長メッセージ

我が社にとって2005年は、再び躍進の一年になりました。我々はほとんどの目標を達成あるいは、目標を大きく上回る成果を上げることが出来ました。顧客のニーズ拡大に後押しされ、会社の成長はどの分野でも、自然資源分野において特にそうでしたが、予想を超えるものでした。これらのニーズを満たすため、我が社の主要分野でサービスと優秀な技術をバランスよく提供できる新しいスタッフの雇用に成功しました。

2005年の特筆すべき業績は次のものです。

- 人材 (People) の面では、従業員が4,500人以上に達したこととあわせて、グループとして、この年は合計4つの「優秀雇用者賞」("Best Employer" awards)を受賞しました。
- 業務 (Business Process) の分野では、プロジェクトマネジャーの60%がプロジェクトマネジメント三日間研修を受講しました。また、地域別の安全衛生プログラムを世界共通システムに発展させることができました。
- 顧客については、売上が40%増加したことから、石油ガス分野でさらに有力なサービス供給企業となり、か

つ、向こう3年で売上を倍増する目標が到達圏内に入ってきました。鉱業分野では35%、運輸分野では50%、売上が増加しています。

- 財務面では売上が18%成長したことから、4%の為替益を含み、利益が22%増加しました。これで営業利益が長期目標を超過しました。

我々は、人々が働く全ての地域で、環境に対する責任、地域社会の発展及び経済的要因をバランス良く考慮し、先取的に業務を実行しなければなりません。業務の遂行や顧客へのサービス、従業員の育成、あるいは我々が生活し働いている地域社会との交流のなかで我々の基本的な価値を追求しなければなりません。

行動規範の更新に見られるように、企業としての責任を、我々のビジネスの基礎にしっかりと据えることを約束し実行してきました。また、持続可能性の原則を業務のなかに発展的に適用してきました。この成果は2005年に開発されたプロジェクトマネジャー研修単位として結実しています。

健康と安全のシステム構築促進に尽力することは、常に我々が業務を遂行するあらゆる場面での最優先課題です。安全に、且つ、様々な国籍の専門家チームによるサービス提供が可能な、共通表記方式とプロセスを用い、健康と安全を促進するGlobal Teamの編成を達成しました。

Rick Firlotte (President)

Gregs Thomopoulos FIDIC 理事、Richard Stump FIDIC YPF 議長 との懇談会

株式会社 建設技術研究所 国際部部长
技術研修委員会副委員長 山下佳彦

はじめに

去る4月26日(木)、FIDIC理事で米国 Stanley Consultants 社長の Gregs Thomopoulos 氏と、同社のプロジェクト主任で FIDIC YPF 議長の Richard Stump 氏が AJCE を訪問され、大変有意義で活発な意見交換が行われました。引き続き懇親会の席でも意見交換が絶えることなく、FIDIC ファミリーの暖かさとしん強さを実感した次第です。その懇談会の様子を会報の紙面を借りましてご報告させていただきます。

懇談会の参加者は以下のとおりでした。

(Guest) Gregs Thomopoulos: FIDIC 理事、
Richard Stump: FIDIC YPF 議長
(AJCE) 畑尾副会長、佐久間理事、山下技術研修
委員会副委員長、河上 QBS 分科会長、
前田 ASPAC 分科会長、小西契約分科会長、
渡津 ASPAC 分科会副会長、
藤江事務局長、富田局員

1. 懇談会の概要

懇談会は参加者の自己紹介からスタートし、和やかな雰囲気の中、以下のテーマについて報告と意見交換が行われました。

(1) 最近の FIDIC 活動 (Mr. Thomopoulos)

- 1) BIMILACI (FIDIC と国際融資機関が2年毎に開催している会議)
 - ・5月10日-11日に亘り、Washington D.C. で BIMILACI が開催される。議題には、Best Practice Procurement, QCBS 等があがっている。
 - ・FIDIC からは Jorge Padilla 会長、John Boyd 副会長、Gregs Thomopoulos 理事、Adeola 理事、Enrico Vink FIDIC 専務理事が参加予定。FIDIC からは以下のプレゼンが予定されている：

Jorge Padilla : Integrity、コンサルタントの選定、
請負業者の選定

John Boyd : 持続可能な開発、事業における持続
性評価

Gregs Thomopoulos : QBS (QBS と評価の見直し)

Adeola : 能力開発 (特に発展途上国)

融資機関からは、World Bank, ADB, AFDB, Inter-
American Bank 等が参加予定。

- ・BIMILACI の後、Jorge 会長と Enrico 専務理事は GAMA (アフリカ協会連合) に参加。

2) FIDIC 理事会

- ・理事会が5月23日-24日に亘りロンドンで開催予定。理事会では英国協会と2009年のFIDIC年次大会の開催準備について協議する。
- ・理事会の議題は、会員協会の事業戦略、将来ビジョン、重要事項の洗い出し等。

3) その他

Thomopoulos 理事は、6月頃から2年間に亘り ACEC (米国協会) の副会長に就任の予定。

以下は意見交換



左 : Gregs Thomopoulos FIDIC 理事
右 : Richard Stump FIDIC YPF 議長

- ・ (藤江事務局長)
 - － ADBはCEの選定で、Costの比率を上げる模様 (世銀に同調した動き)
 - － GPIMS (政府版のBIMS) について、FIDICは国際融資機関の意見を聞く意向
 - － JBICは今年のFIDICシンガポール大会に参加しプレゼンを行う。BIMILACIへの参加にも興味を示している
- ・ (畑尾副会長) : JBICの調達にはQBSである。FIDICも参考になると思う。JBICはIntegrityとCapacity Buildingに興味がある。
- ・ (Thomopulos 理事)
 - － FIDICシンガポール大会でセッションを担当しており、3名のプレゼンが可能である。JBICがQBSのプレゼンができるのであれば、大変興味がある。
 - － 米国の公共事業、USAIDは全てQBS。ドイツの銀行もQBSの導入を再検討しており、Multi-lateral BankをQBSに移行させたい。JBICのプレゼンはBest Practiceの良い事例となる。
- ・ (畑尾副会長) : Multilateral (多国籍間) とBilateral (二国間) でのQBS/ QCBSは、事業成果から評価する必要がある。

(2) 最近のFIDIC YPFの活動 (Richard Stump氏、FIDIC YPF議長)

- ・ FIDIC YPFの活動は、世界的な広がりを持ったものに発展させてゆきたい。特に、AJCEのYPF活動 (YPEP、YPG等) を参考にしたい。
- ・ 実行委員会 (Steering Committee) は9名構成。半年毎に4名入れ替える (主査の持ち回りも検討中)。シンガポール大会で新規メンバーを募集する。
- ・ シンガポール大会ではWS3 (火曜日朝) を担当。発表者はイラン、シンガポール、南アフリカの3名を予定している。AJCE若手メンバーの参加をお願いする。
- ・ シンガポール大会で、FIDIC関連の3課題に関

するアンケート結果を報告し、議論する。テーマはFIDIC活動への若手エンジニアの参画や貢献の方法、若手エンジニアの確保方法など。

- ・ シンガポール大会では以下の活動を計画している
 - － YPのための現地視察、場所は新たに建設された浄水施設
 - － 技術情報の交換及びnetworking活動
 - － ワークショップの記事を中心としたNewsletterの発行。大会から帰国後に興味が薄れないようなコミュニケーションの継続。
- ・ Newsletterは四半期毎に発行の予定。

(3) AJCE活動 (畑尾副会長、山下副委員長)

- ・ (畑尾副会長) AJCE活動の紹介
 - － 理事会、年次セミナー (今年のテーマ案はQBS、DB・DBO、FIDIC契約約款)、FIDIC報告会、技術研修委員会、受託業務 (JCCA、JBIC)

(4) AJCEにおけるQBS活動 (河上分科会長)

国際活動委員会の概要、及びQBS分科会活動、日本におけるQBSの動向。

(5) AJCE契約分科会 (小西分科会長)

- － 契約分科会の活動、特別契約セミナー及び年次セミナーでの発表予定。
- － JBICガイドラインにおけるCE選定。
- － 片務的契約の回避。
- － 発展途上国は建設工事の契約条件書 (レッドブック) の条項3.1 (Engineerは発注者に委譲された義務を適切に遂行する) を都合よく解釈し、片務契約を押し付けてくる。
- － FIDICレッドブックと世銀ハーモナイズドドキュメントとの相違箇所比較表の説明。

以下は意見交換

(藤江事務局長) AJCEはACECのQBS事例が欲しい。

(Thomopulos 理事) 現在ACECで新規の事例集を

作成中である。まとめ次第 AJCE (事務局長) に送付する。

(畑尾副会長) 日本における QBS、QCBS の歴史について会計法を交えて説明。

(6) ASPAC 活動 (前田分科会長、渡津副分科会長)
3 月パキスタン・ラホール市で開催された FIDIC/ASPAC と TCDPAP との合同会議の報告。

- ASPAC Web Site を AJCE HP に立ち上げた。
- FIDIC/ASPAC (廣谷会長、Enrico Vink FIDIC 専務理事、前田 ASPAC 分科会長、渡津副分科会長、山下副委員長) と TCDPAP 理事会との協議で、相互の協力方針を確認。

(7) 広報活動 (佐久間副委員長)

- 会報発行 (4 回/年)、英文 Newsletter 発行 (1 回/年) 等とおして、若手技術者に FIDIC 及び AJCE をより深く理解頂きたい。
- FIDIC 年次大会や AJCE の活動は、日本のコンサルタントにとって貴重な能力開発の機会を提供しており、宝の山だ。残念ながら FIDIC 年次大会には、日本から若手の参加者



が少ない。どのように若手に情報発信し、理解してもらうかが課題だ。

- 会報に特集として海外のコンサルタント会社を紹介しており、既に 3 社を紹介した。
- 英文 Newsletter はデザインや構成を一新し、AJCE の活動がより分かり易くアピールできる内容となった。FIDIC の MA (フランス等) から賞賛のメールを頂いている。
- 座談会「FIDIC ハンガリー大会を読み解く」を開催し、今後の AJCE 活動の方向性、テーマ、課題などを議論した。座談会の内容は会報をとおして会員に周知する。

おわりに

Thomopulos 理事は QBS の論客であり、FIDIC でも QBS 推進の旗振り役を担われています。日本が品確法を導入する前から、Thomopulos 理事からは、米国の Brooks Law や QBS の事例紹介などで、情報提供や継続的なご支援を頂いています。同氏は、1 昨年 ENR (土木建築業界紙で No.1) から、米国内で最も活躍したコンサルタントとして表彰されています。Richard Stump 氏は Thomopulos 理事が社長を務める Stanley Consultants 社の若手エンジニアのホープで、秋永前 FIDIC YPF 議長の後任として、FIDIC YPF の牽引役を引き受けられました。さわやかな性格で人の意見にはきちんと耳を傾け、自分の考えも明確に述べる好青年という印象を受けました。今回ご両名と有意義で建設的な懇談会が実現し、AJCE 参加者一同、懇親会でも大いに盛り上がりました。

以上

倫理委員会寄稿

応用地質株式会社のコンプライアンス経営展開

倫理委員会

1. はじめに

会員企業に於けるコンプライアンス推進の取組みシリーズは7回目を迎え、今回はわが国の地質関連コンサルティング分野を先導している応用地質株式会社を訪問し、同社に於けるコンプライアンス経営の取組みを紹介します。

2. インタビューの日時・応対者

日時：2007年4月19日(木) 16:00～17:00

応対者：中神コンプライアンス室長(執行役員)、鈴木コンプライアンス室マネージャー

インタビュー：倫理委員会 田中達吉(委員長)・永井伸幸(委員)

3. 会社概要

応用地質株式会社は1957年に設立され、創立以来「地質工学の創造」をミッションとして掲げてきた地盤に関わる総合コンサルタントで今年(2007年)に創立50周年を迎えます。

同社の事業部門は、調査・コンサルタント部門および

機器部門から成り、2006年12月末現在の従業員は1,059名(うち技術者714名)となっています。また、同社は国内外に43社のグループ企業を有し、グループ全体の従業員は1,959名(うち技術者1,586名)となっています。

4. コンプライアンス経営の変遷

同社のコンプライアンスに係る取組みは、1994年に「独占禁止法遵守委員会」の設置に始まります。同年には「独占禁止法遵守マニュアル」の初版が作成され、現在の「独占禁止法遵守マニュアル」は2005年に第6版を発行するに至っています。

2003年8月には同社のコンプライアンス推進機関としてコンプライアンス委員会が設置され、2003年10月に応用地質グループ会社役職員が遵守すべき行動規範として「応用地質企業行動指針」が制定されました。行動指針は以下に示すとおりですが、経営理念の実現に向けた活動とコンプライアンス経営の推進にあたり、本指針はグループ会社全役職員に配布されるとともに同社のホームページで社外に公開されています。

<経営理念>

人と自然の調和を図るとともに、安全と安心を技術で支え、社業の発展を通じて社会に貢献する。

<応用地質企業行動指針>

私たち応用地質グループは、人と自然の調和を図るとともに、安全と安心を技術で支え、社業の発展を通じて社会に貢献していきます。

私たちは、次の10原則に基づき、国の内外を問わず、倫理観と良識を持って、広く社会にとって有用な存在であり続けるよう行動します。

1.【基本的な使命】

・私たちは、優れた技術サービスを提供することによって、顧客の信頼と満足を得るよう行動します。

2.【社会規範の遵守】

- ・私たちは、国内外の法令、規則を遵守することはもとより、社会規範に従って、健全な企業活動を推進します。

3.【情報の開示】

- ・私たちは、開かれた企業として、社会と積極的なコミュニケーションを幅広く行い、企業情報の適正な開示を行います。

4.【地球環境の保全】

- ・私たちは、事業活動によって生ずる環境負荷の低減に努めるとともに、環境分野における技術力を駆使し、自然環境の保全に貢献します。

5.【社会への貢献】

- ・私たちは、地域社会との連携と協調を図り、良好な関係を維持することにより、豊かな生活環境づくりを目指します。

6.【就業環境の整備】

- ・私たちは、社員一人ひとりが、豊かな発想と挑戦意欲を発揮できる就業環境を構築し、安全で働きやすい環境づくりに努めます。

7.【反社会的圧力への対処】

- ・私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては毅然とした態度で対応します。

8.【海外での貢献】

- ・私たちは、世界的視野にたち、国際基準に沿った企業行動に努め、誠意と相互信頼をもって現地の発展に貢献します。

9.【企業倫理の徹底】

- ・経営トップは、本指針の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、実効ある社内体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。

10.【問題解決】

- ・本指針に反する事態が発生したときは、経営トップは自らの責任のもと、原因究明、再発防止ならびに情報の公開に努め、権限と責任を明確にし、自らも含めて厳正な処分を行います。

コンプライアンス経営の実践にはトップの積極的な関与が不可欠であり、2004年にコンプライアンス経営を重要施策とする経営方針が社長から宣言されました。爾後、毎年社長がコンプライアンス経営の実践を宣言して具体的な活動が実行されています。また、コンプライアンス経営の推進、教育、啓蒙、実施状況の監査に当たる専任組織としてコンプライアンス室が同年に社長直属の組織として設置され、現在まで精力的な活動が行われてきています。

2006年には応用地質企業行動指針に準拠したグルー

プ役職員の具体的行動規範として「コンプライアンスマニュアル」が作成され、グループ役職員はもとよりパートタイマーやアルバイトを含めて配布されて、「応用地質企業行動指針」および「コンプライアンスマニュアル」を遵守する体制がとられています。

5. 活動にあたっての組織・推進体制

コンプライアンス経営の推進機関としてコンプライアンス委員会が設置されており、委員長には副社長が、委員には各担当役員が任命され、事務局はコンプライアンス室となっています。コンプライアンス委員会の役割は、コ

ンプライアンス活動の推進、懸案事項の審議、対応の検討等であり、同委員会は定期的開催されています。

6. 啓蒙・研修活動

2003年12月に同社の役員および幹部職員を対象としたコンプライアンス研修会が開催されました。この研修はコンプライアンス経営を本格的に実行するための決意研修会として位置づけられており、爾後、定期的な研修が実施されています。

また、一般職員に対しては、コンプライアンス室職員が定期的に事業所を訪問し啓蒙活動を行うとともに社内報にコンプライアンスに関する記事を掲載し、コンプライアンス情報の提供と啓蒙活動が展開されてきています。

さらに、階層別研修においてもコンプライアンス研修が組み込まれており、2005年実施のマネジメント研修では、管理職の行動基準について議論がなされ、研修参加者が「OYO管理職行動基準」を作成して、全管理職に配布されるとともに応用地質管理職の行動基準となっています。特筆すべき事項として、各事業所のQC会議や朝礼で「コンプライアンスマニュアル」を輪読する啓蒙活動が従業員独自の取り組みとして精力的に展開されています。

また、2005年4月からeラーニングによるコンプライアンス研修が全従業員に対して実施され、守秘義務、個人情報保護法、情報セキュリティ等と毎年新しいテーマで内容が更新されてきています。

7. 相談・通報システム

2003年のコンプライアンス規程の施行に伴い通報・相談窓口が設置されています。通報・相談窓口はコンプライアンス室となっており、毎年多くの相談があり、その効果が着実に浸透してきています。この相談窓口は「コンプライアンスマニュアル」にも記載され、相談者は一切の不利益を受けないことが明記されています。

8. 実践にあたっての工夫

全国事業所長が出席して毎月開催される執行役員会では「コンプライアンス」を重要議題の1つとして、コンプライアンス経営の実践について討議がなされ、経営層が積極的に取り組む仕組みが構築されています。また、全役職員に配布されているコンプライアンスマニュアルは、常時携帯できるように携帯版の冊子とする工夫がなされています。

9. インタビューを終えて

インタビューを進める中で、同社のコンプライアンス経営に対する経営トップの積極的な関与が明確で同社の真剣な取り組み姿勢を垣間見ることができました。対応頂きました中神執行役員(コンプライアンス室長)および鈴木マネージャーの言葉の端々からコンプライアンス経営に対する熱意とそのリーダーシップを強く感じるとともに、従業員の積極的な反応からは業務の最前線までコンプライアンス経営が浸透していることを伺い知ることができました。

バックナンバー

第1回	日本建設コンサルタント(株)	Vol.28 No.3 平成17年3月	掲載
第2回	(株)建設技術研究所	Vol.29 No.1 平成17年8月	掲載
第3回	(株)オリエンタルコンサルタンツ	Vol.29 No.2 平成17年12月	掲載
第4回	日本工営(株)	Vol.29 No.3 平成18年4月	掲載
第5回	パシフィックコンサルタンツ(株)	Vol.30 No.1 平成18年7月	掲載
第6回	(株)日水コン	Vol.30 No.2 平成18年12月	掲載

FIDICの公正監理システム (Business Integrity Management System : BIMS) について

株式会社 長大
取締役 事業推進本部副本部長

国際活動委員会 BIMS 分科会分科会長 永 治 泰 司

はじめに

不正行為は、世界中のあらゆる分野で行われているといっても過言ではないと思いますが、かといって放置していい問題では決してありません。日本を始めとする先進国では、公正な競争の基にビジネスが行われてこそ、健全な競争社会が成り立つという認識が高まり、コンプライアンス経営を基本とする不正の防止に積極的に取り組んでいます。日本の建設業界においても、公取法の強化とそれに伴う談合事件の摘発強化など、従来にもましてコンプライアンスを強く意識した行動が求められているところではあります。

一方で、途上国においては一部その取り組みの弱い国もあり、このまま放置することは、適正な費用で適正な施設、物資の需給の妨げとなり、先進国にとっても、途上国にとってもいい結果は生まれないことは明らかです。

本稿では、国際社会の中で、長年続けられ、さらに強化されようとしている FIDIC の腐敗防止に関する取り組みを紹介します。

1. BIMS 提案の経緯

BIMS とは、Business Integrity Management System を略したもので、日本語にすれば、「公正管理システム」ということとなります。

腐敗は有史以来形を変えながら、存在していますが、経済のグローバル化に伴い、多国間での取引や開発投資に有害であり、大きなリスクとなってきました。したがって、世界の国々、機関で腐敗に対決する必要がでて、次のような世界レベルの取り組みがなされてきました。

- ・ 1994 年：米州機構及び EU が腐敗防止に向けた取り組みを開始し、Transparency International という非政府組織を設立。同組織は、国別の透明性のランク付けなどを行っている。

- ・ 1994 年：先進国が世界中の腐敗供給を削減することを誓った OECD の勧告発表。
- ・ 1996 年：世界銀行も腐敗対策を抜本的に改め、従来よりはるかに主体的なスタンスを取り、Director for Institutional Integrity を任命。
- ・ 1997 年：OECD が贈賄の防止に関する協定を採択し、34 カ国が共同署名。
- ・ 1997 年：IMF, WTO, 米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行などの地域銀行も腐敗防止策への取り組みを開始。
- ・ 1999 年：OECD の腐敗防止会議にて米国国務長官が国際的な腐敗の深刻さを強調。世界金融危機の引き金となりかねなかった 1998 年のアジア金融危機の主要な原因として腐敗を挙げた。

FIDIC も国際的なコンサルタントエンジニアの協会として、腐敗防止を目指して次のような取り組みをしてきました。

- ・ 1995 年：イスタンブールで開催された FIDIC 世界大会において腐敗問題を議題として取り上げた。
- ・ 1996 年：腐敗に関する指針 (Policy Statement) を発布
- ・ 1998 年：コンサルティング業界における腐敗防止策の実用的なツールとして BIMS の作成を目指し、作業部会を発足
- ・ 1999 年：国際金融機関とコンサルティング業界との隔年の総会 (BIMILACI) で BIMS を提案。世界銀行はこれを強力に支持し、FIDIC を中心に作業グループを設立
- ・ 2001 年：「コンサルタント業界における公正管理ガイドライン」を発刊
- ・ 2002 年：「公正管理システムトレーニングマニュアル」を発刊

- ・ 2005年：BIMS導入企業(約70社)にBIMSの活用、問題点等に付いて調査
- ・ 2007年：FIDIC加盟国に、BIMSをベースとして、腐敗の現状に関する調査を実施。
- ・ 2007年：GPIMS (Government Procurement Integrity Management System)の第一案を作成。BIMILACI Meeting,世界大会を経て発刊の予定

2. BIMSの概要

(1) 腐敗の定義

BIMSでは、腐敗として次の4つを定めこれに係わらないことを要求事項としています。

- 1) 賄賂：選定、実施、または報酬に便宜を図るといった不当な条件の元、公務員または民間業者の職員に対し、直接または間接的に、金品またはその他の利益を提示、約束、または供与すること
- 2) 恐喝：選定または報酬、担当業務の遂行に対して影響を与えることを目的として、公務員または民間業者職員、その家族または所有物を恐喝すること
- 3) 詐欺：プロジェクトの選定、実施、予算の配分、契約データまたは仕様の不当表示
- 4) 談合：入札手続に影響を与えることを意図した入札者間の活動

クライアントのフェアで公明正大な手続きを講じることを阻む活動

(2) BIMSの構成

BIMSは、ISOと同様、システムを作りそれを運用し改善していくもので、以下のステップが有ります。

ステップ1 行動規範の作成

企業の理念や創立の趣旨に基づき、社会的責任、サービスの質、客観性、公正な競争などに付いて行動規範を作成する。

ステップ2 公正指針の確立

先に示した腐敗にかかわらないために、国や地域の法律及び規制を遵守し、自社の行動規範を要求事項として満足した指針を文書化する。また、

指針は社内外に通達し公開する。

ステップ3 企業内担当者の任命

BIMS要求事項が満たされているかどうかを確認するため経営層から1名の担当者を任命する。また、経営層と従業員との連絡の円滑化のため従業員からも担当者を任命できる。

ステップ4 要求事項の明確化

BIMSに必要な要求事項を明確にする。要求事項は、企業の業務遂行過程から発生するニーズを反映したものとす。

ステップ5 現行業務遂行方法の分析・評価

企業の主要なプロセスに関連する腐敗防止対策に付いて分析を行う。その際、現行の業務遂行方法とBIMSの要求事項との相違点を明らかにすることが必要。

(業務遂行過程におけるBIMS要求事項)

(a) 営業、入札手続、契約交渉

- 公正性を評価する。
- クライアントに対し、公正指針を明示する。
- クライアントと公正協約を結ぶ。
- BIMS導入企業を、ショートリストするようプロモーションを行う。
- 贈賄の疑惑がある、または事前に結果が決められているような入札等への参加を拒否する。

(b) プロジェクトの遂行

- プロジェクトの不必要な変更要求を拒否する。
- プロジェクト費用の修正に付いて、社内のBIMS担当者による確認作業を行う。
- 当初のプロジェクトの内容、費用、その他の仕様を変更する理由を明確に文章化する。
- 入札の事前審査及び評価、請負業者のクレーム及び調達に関する決定を、明確に文章化する。

(c) 業務の提供及び報酬の入金

- BIMSの担当者は大幅に入金が早いまたは遅れている場合は理由を確認する。

(d) 会計財務諸表

- 資格を有する監査人による会計監査を受ける。

ステップ6 BIMS導入用のツール

BIMSの計画立案と導入に使用するツールとして

次のものを準備します。

- ・ 行動規範
- ・ 公正指針
- ・ 役割、責任、権限の定義
- ・ 主要なプロセスに関する公正な手続き
- ・ 会計手順
- ・ 罰則規定
- ・ 年次報告における公正の宣言
- ・ サブコントラクター、外部コンサルタントのそれぞれの公正指針に基づいた評価
- ・ サブコントラクター、外部コンサルタントの公正管理に向けた取り組みの記録

ステップ7 文書化

文書化は、公正な業務遂行と関連サービス過程が入念に計画されたことの証拠となるもので、同時に、BIMSの理解と浸透の速さを決定する重要な要素です。

文書として、公正マニュアルを作成することが必要です。さらに、重要なプロジェクトにおいては、プロジェクト公正記録ファイルを作成します。

(公正マニュアルの内容)

公正マニュアルは次の2部公正で作成

- 行動規範、公正指針、適用範囲、組織の監査、組織内の責任内容および権限、企業の標準的手続きなどを記載した政策に関する文書
- 標準化された手続きの説明や要求事項への対応指示を記載した文書

(プロジェクト公正記録ファイル)

プロジェクトごとに作成し、公正管理の対策を特定するもの。

- プロジェクトの各プロセスごとに公正性を記録する。これによって、公正管理の実施証拠記録となる。

ステップ8 遵守されない場合の対応策の作成

公正指針が遵守されない場合、また腐敗行為が特定、立証された場合の対応策を定めておきます。

3. 公正管理プロセスの監査及びBIMSの評価

BIMSは、ISOと同様常にPDCAをまわしていくことが重要です。

(1) BIMSの遵守状況の監査

BIMSを遵守しているか、常に監査し、一部守られていない場合、直ちに是正処置をとることが必要です。

(2) BIMSの評価

組織的、定期的にBIMSを見直し、現在の条件に対応しているか確認し、正しく機能しているか評価します。評価方法には次のようなものがあります。

- ・ ファーストパーティによる評価(自己評価)
- ・ セカンドパーティによる評価(クライアントによる評価)
- ・ サードパーティによる評価(外部監査、ピアレビュー)

4. BIMSの今後

腐敗防止に、国際融資機関として積極的に取り組む必要があるという認識のもとで、BIMSは腐敗防止のための企業側の努力として行うものですが、導入企業で必ずしも良い成果を挙げているわけではありません(そのため、先に実態調査を行った)。腐敗は一方的に企業側だけの問題ではなく、クライアントの問題も大きいものがあります。そのため、調達機関の公正管理システム(GPIMS: Government Procurement Integrity Management System)を今年発行し、クライアント側にも公正管理システムの導入を働きかけようとしているところです。

OECDシンポジウム、国連での初の汚職防止国連協定締結に向けた会議など、世界的に取り組みが強化されており、今後、国際融資機関は、融資条件として、プロジェクト公正ファイルの作成義務付けなどの行動に出る可能性も想像に難くありません。

おわりに

AJCE加盟各社にとっても、腐敗は頭の痛いところであり、根絶に向かって、FIDICと協調していくことが必要だと思います。AJCE国際活動委員会では、今後もFIDICの動きに注目すると同時に、GPIMSの邦訳など会員企業への情報提供を続けていくつもりです。

尚、本稿は、2006年2月におこなった「JBIC円借款コンサルタント向け調達セミナー」において、国際活動委員会委員(当時)の藤倉信一郎氏の講演原稿を下に作成したものです。

国際活動委員会寄稿

FIDIC NEWS (June 2007) 抄訳

訳責：国際活動委員会 IFI分科会

A. 活動 (Activities)

A.1 FIDIC2007 シンガポール大会迫る (Singapore 2007 beckons)

FIDIC2007 シンガポール大会 (9月9-13日 ; www.fidic2007.org) の基調講演者は、ワークショップにて豊富な経験と強い信念にもとづく基本的な考え方を示すであろう。シンガポールの国土開発大臣で国会の議長である Mah Bow Tan (写真参照) を主賓として迎える予定である。彼はシンガポールの成功、すなわちシンガポールが地域および国際的なハブとなりつつあり、これにはコンサルティングエンジニア (CE)



がインフラストラクチャの開発において大きな役割を果たしていることとサービスの国際的な取引のグローバルな本質を具現していることについて説明するであろう。次に、アジア開発銀行副頭取 (Vice-President) は、経済活性化に必要である持続可能なインフラストラクチャの開発における技術者の重要性を強調して、地方の大口投資家として銀行の役割に焦点を合わせるであろう。さらに、日本の国際協力銀行 (JBIC) のプロジェクト開発部長が、援助組織と国際金融機関の役割を比較対照し、いずれにおいてもインフラストラクチャプロジェクトでの品質確保が必要であることを強調するであろう。

民間企業からは、Leighton Asia 社 (大手ゼネコン) のチーフエグゼクティブが、より高品質のプロジェクトを達成するための、コンサルタントとクライアントの新しい役割を伴う新しいプロジェクト執行手法の導入によって生じる機会について、彼の豊富な経験を基に講演する予定である。彼のカウンターパートである Maunsell AECOM Asia 社 (大手コンサルティング会社) からの講演者は、これらの変化がどのようにビジネス力学に影響しているかを説明する

だろう。ローカル企業、国際的企業ともに、協働を促進し機会を最大化するビジネス関係を目指し、革新的なモデルを構築している。

また、FIDIC2007 は会議後のマレーシア、インドネシアツアー、同伴者のための活気ある様々なプログラム、および若い専門家のための特別なプログラムを含めて、エクサイティングなソーシャルプログラムを準備している。参加登録と予約はオンライン www.fidic2007.org でできる。大会組織委員会を通して予約する参加者には、ホテルの特別価格が用意されている。

< AJCE 事務局からのご案内 >

AJCE からは 30 名ほどが参加予定です。FIDIC 大会の内容 10月5日 (金) の「FIDIC-2007 大会報告会」で発表するとともに、次号の会報に掲載いたします。

A.2 BIMILACI2007 (FIDIC と主要国際融資機関との会議) 調達方針を中心に討議 (BIMILACI 2007 highlighted procurement policies)

FIDIC は 2007 年 5 月前半に主要な多国間開発銀行 (MDBs) との二年に一度の BIMILACI ミーティングで、調達手法改革の緊急性に関して議論を主導した。「上質のインフラストラクチャのためのパートナー」の旗印の下で、調達システムにスポットライトが当てられ、十分なレベルに達していないことが判明した (講演資料と概略報告は www.fidic.org/bimilaci から利用可能)。これは世界銀行によって開始された



重要な研究の主要な調査結果のプレゼンテーションで強調された。この調査の必要性は2005BIMILACIで認識され、実施が同意されたものである。この研究結果はまだ発表されていないが、公正性、能力の利用およびサービスの品質に影響を与える調達方針の改善に向けた重要な機会を迎えていることを明らかにした。CEサービスの需要が高まる中で、MDBの資金によるプロジェクトに参加しているCEは少ない。このような状況にあつて、調達方針を改善するための協働による解決に向けた前向きな反応であった。FIDICは、新しい政策に確固たるバックグラウンドを提供する手助けを行うために、研究報告をリリースするように強く求めた。改革が必要なほとんどの領域は、評価委員会と、選択評価基準と、ローカルコンサルタントの機会と、調達における透明性と公正性である。写真はFIDIC代表団の一行であり、向かって左から、Gregs Thompulos (ECメンバー)、Enrico Vink (事務局長)、Jorge Diaz Padilla (会長)、John Boyd (次期会長)、Bayo Adeola (ECメンバー)である。

一つの成果として、MDBの調達部門長は、FIDICのビジネス公正管理システム (BIMS : Business Integrity Management System) と調達機関の公正管理システム (GPIMS : Government Procurement Integrity Management System) を含む汚職防止ツールをレビューするための「公正に関するワークショップ」を開くことに同意した。その成果は、FIDICの強力な支援が必要と認識された領域におけるMDB執行機関を対象に、GPIMSの適用性の分析を目的とする試験プロジェクトの実施可能性を検討することに繋がるだろう。

また、MDBsは、FIDICの持続可能なプロジェクト管理システム (PSM : Project Sustainability Management System) を含む持続可能な調達に用いるツールを共有するため、また、この調達方針の適用性を検討するために、さらに、関係者全員に承知させるためにワークショップを開くことに同意した。MDBsはコンサルタント選定に当たって、以下を重要視することに同意した。同意内容は、選定方

法；選定の時間的枠組み；候補選定作業 (ショートリスティング) ；サービスの委任事項 (TOR) と範囲 (Scopes of Service) ；品質-価格ベース選定 (QCBS) における改訂された採点方式；能力開発；ローカルコンサルタントに関する案件である。MDBsによって提起されて取り上げられた他の問題はコンサルタント契約における支払遅れと不明瞭な責任条項に関連したものであった。

B. 行事 (Events)

B.1 フィンランド協会創立40周年を祝う (SKOL-Finland celebrates its 40th anniversary)

フィンランドは、最も洗練され、また発展したCE業界を持っていると認知されている。それにもかかわらず、特に関心事項として挙げられた技術不足や報酬など多くの問題はほかの地域と同様である。FIDICメンバー協会SKOL-フィンランドは40年間挑戦しつづけているが、この機会にFIDIC専務理事Enrico Vinkを招待して、およそ100年間変化せずFIDIC原則に強く共感している250名の聴衆に向けて講演することによって、この重要な節目を認識した。しかしながら、CEの貢献は広く認識されているにも拘らず、すべてのクライアントと広く一般社会には感謝されていない。Enricoはコンサルティング会社で実際にすることを人々がより良く理解できるようにCEの仕事を「親切にする (humanize)」必要性を強調した。

C. 契約約款 (Contracts)

C.1 新刊書予定通り刊行 (Several new publications on track)

2007年5月上旬にベルリンで開催されたFIDIC契約約款委員会は、待望の新FIDIC契約約款『設計・施工・運用 (DBO) 契約約款』をテスト版としてFIDIC2007シンガポール大会 (2007年9月9-13日；www.fidic2007.org) で公表することを確認した。大会最終日の9月13日には特別DBOセミナー (FIDIC.org/DBO参照) の開催が予定されている。さらに、『共同企業体契約書』と『下請コンサルタント

契約書「改定版」に加え、FIDIC 入札手順書の改定版として『FIDIC 調達手順書』が新たに刊行される。委員会とその作業グループメンバーの大変な努力に深く感謝する。

D. 協会活動 (Representation)

D.1 東ヨーロッパの協会活動が活発化 (Developing vigorous consulting industries in eastern Europe)

FIDICは、中央及び東ヨーロッパにおける新興のコンサルティング・エンジニア業界と、ここ数年間緊密に活動してきた。

2007年4月、モスクワにおいてロシア、カザフスタン及びベラルーシの代表団が参加して、特別フォーラムが開催された。同フォーラムでは、特に新たに設立された独立した協会を支持することで、より緊密な協働関係を発展させることへの合意が確認された。ベラルーシは既にFIDICメンバーであり、メンバーの経験を共有することができた。また、他の国々も、そのFIDICモデルに従おうとしている。

成長する経済においては、チャンスは多大にあるが、何年もの国家による統制を変えるには多くの労力が必要である。その結果、民間セクター産業の価値が発揮される。東ヨーロッパで営業活動している多国籍企業の支援は、健全なる産業育成にとって不可欠である。

FIDICのメンバー協会は、メンバーであるこれらの企業に働きかけて、新しい協会を支援するよう求められている（より詳細な情報については、FIDIC事務局長の Enrico Vink に連絡してください）。

D.2 自然災害軽減を目的とした Asia-Pacific (ASPAC) 会議が3月パキスタンにて開催 (Asia-Pacific 2007 regional conference targeted disaster mitigation)

貧困削減に関する2006年度FIDICアジア太平洋地域連合(ASPAC)会議に引き続き、災害管理に関するASPAC会議(2007年3月20日～22日、パキスタンのラホール)が開催され、コンサルティング・エ

ンジニアがいかに関生活の質向上に重要な影響をもつかを多くの実施例によって実証し、コンサルティング・エンジニア業界はその存在感を高めた。写真は、左からASPAC議長を務めるAJCEの会長の廣谷、TCDPAP会長の M. Haque、パキスタン FIDIC (ACEP) 会長の K. Ullah Chaudry、FIDIC 会長の J. Diaz Padilla、TCDPAP 事務総長の S. Abrol である。ASPAC 主催による 2007 年 ASPAC 会議には、パキスタン政府からの強い支援を得ることができ、9カ国のASPACメンバー協会からの代表団を含め約300名が参加した。このことは、自然災害の影響を軽減するためにCEの役割がいかに関重要かを示すものである。コンサルティング・エンジニアは、時には政治的問題やボランティアが善意で行った努力によって失敗することもあるが、持続的問題解決への貢献者と認識されている。より長期的な計画を通じて、より深く係わる機会は多くなっている。それによって、適切なインフラ整備が行われ、ベストプラクティスが普及するのである。

会議中に開かれたAJCEの廣谷会長が議長を務めるアジア太平洋地域連合(ASPAC)会議では、FIDICとASPACがより緊密な協力のための機会を提供し、協力関係を前進させるための新たな方策を見出すことが確認された。ASPAC会議と国際FIDIC会議(2007年9月9～13日、シンガポール開催)の開催の意義が、正しく理解された。熟練度の不足が大きな問題の一つであることから、FIDICが現在アジア太平洋地域において企画している定期的な研修行事も、また重要な議題の一つであった。

D.3 GAMA-アフリカが一つに (GAMA-Africa consolidates)

2007年アフリカ地域会議(2007年5月12日～14日、ボツワナ国ガボローネ開催)では、FIDICアフリカ連合協会(GAMA)が見事なプレゼンを行った。それは、調達における汚職防止戦略、協力開発、エンジニアリング・サービスの質、公営企業改革、エンジニアリング産業の規制、道路建設工事のリスク管理、企業に影響を与える調達問題、エンジニアリ

ング産業を発展させる方法など非常に重要な問題などの非常に重要な問題を扱ったものである。2007年GAMA会議は、ボツアナ建設大臣のL. Motumiが開会宣言を行った（一緒に写っているのは、FIDIC会長のJorge Diaz PadillaとボツアナFIDIC協会会長のKeene Kwerepe）。同大臣は、雇用機会は、経済成長とより多くの女性と若手専門家に対する産業界の雇用需要からもたらされると強調した。FIDIC会長と事務局長のEnrico Vinkは、同大臣の関心はベストプラクティスと国際基準であることに言及しながら、同大臣にFIDICの図書を贈呈した。

会議のホスト協会であるボツアナFIDIC協会は、見事なお膳立てを行い、よく組織された会議を主催した。GAMAと一緒に、能力向上のために緊密に活動してきたチュニジア及びスーダンを含む11カ国のアフリカ諸国がGAMA年次総会に参加した。総会では、GAMAの新しい人事が採択され、また、GAMAタスクフォースの勧告を推進するための常設委員会メンバーが選出された。同タスクフォースは、アフリカにおけるコンサルティング・エンジニア業界が個々の地域問題に対処できるような戦略を展開するために、2年前に設立された。重要な成果に基づいたアクション・プランは、www.fidic.org/gamaでPDF版として入手できる。また、新しいGAMAの執行部が選出された。同執行部は、ザンビアのG. Sitali、ボツアナのR. Izzert、南アフリカのA. Taute、ナイジェリアのM. Atetiba（会長）、チュニジアのN. Chater、スーダンのA. Zaki、及びタンザニアのE. Mushiから構成される。

E. ビジネス実務 (Business practice)

E.1 調達において、日本は品質と最新技術による



選定の道を追求 (Japan pursues quality and state-of-the-art practice in procurement)

FIDIC理事Gregs ThomopoulosとFIDIC-YPフォーラム議長Richard Stumpが日本を訪問し、FIDIC主導の関連事項についての概要を説明するため、日本コンサルティング・エンジニア協会(AJCE)と会合をもった。AJCEは、最新の契約約款、リスク管理、ビジネス公正管理、品質ベースの選定と設計・施工一括発注方式に関する調達方法を含めた、いくつかの分野において国際的なベストプラクティスを積極的に推進してきた。AJCEのニューズレターは、www.ajce.co.jpで入手できる。また、同協会は非常にアクティブなYP(若手専門家)プログラムを運営している。

F. 事業展開 (Business development)

F.1 持続性マネジメントが二酸化炭素排出権取引の基準化に連動 (Sustainability management links carbon credits to standards)

建築物が二酸化炭素排出権取引枠組の対象として認識されるなら、取引可能な二酸化炭素排出権が発生し、建築物の省エネ対策がビジネス機会をもたらすであろう。FIDICがメンバーである国連環境計画(UNEP)の持続可能な建築と建設イニシアティブ(SBCI)は、このような観点から、京都議定書のフレキシブルなメカニズムにもとづく建築と建設関連の資格を有しているものとみなされ、関心を集めている。現在、あるタイプのプロジェクトを通常のビジネスの基本として定めるには行政上の要求事項が複雑すぎる。このためほんのわずかな建設関連のプロジェクトが登録されているに過ぎない(たとえば、建築物の建設で計画されたガス排出量が基準を下回



った場合、投資家は差分を削減量として請求できる)。SBCIは、建設事業が二酸化炭素排出権に関し、いわゆる京都戦略と呼ばれる京都二酸化炭素排出権取引の枠組みの下で、より改善された支援を受けることができるように、2012年以降のポスト京都議定書の特定条項に関する提案を行うであろう。UNEP SBCIの活動に関する詳細はwww.unepsbci.orgを参照されたい。このプログラムが、どのようにISO技術委員会59 (TC59) 提案(で入手可能)と関連するかは不明瞭である。技術委員会TC59の提案は、建築物の持続性指標のコアとして開発されたISO技術仕様21929-1の枠組みとして適用されるものである。FIDICが提案している「プロジェクトの持続性マネジメント (PSM)」(www.p-s-m.net)は、京都議定書の枠組みと持続性評価のコア指標の両方を統合させたツールであることは確かである。

G. 倫理 (Ethics)

G.1 GPIMS (調達機関の公正管理システム) の適用 (Government Procurement Integrity Management System)

腐敗は両方向通行であることに鑑み、FIDICの公正管理委員会はFIDICのビジネス公正管理システム (BIMS) の裏返しである発注者側の不正に対応する公正管理システムを開発している。政府調達公正管理システム (GPIMS) と呼ばれ、これはまた、公正が品質の一部であるとみなされているISO9001-2000品質管理に基づいているシステムでもある。GPIMSは、公共サービスの管理倫理のための経済協力開発機構 (OECD) の原則と国連反不腐敗協定の政府調達腐敗防止方針の規約に合致する。また、コンサルタント業務の政府調達過程の公正性確保に当たって、GPIMSは政府の法的なシステムの基本的な原理にも適合する。BIMSの詳細はGPIMSの開発に関する概要と共にFIDIC.org/BIMSから入手可能である。

H. イメージ (Image)

H.1 アフリカ開発銀行 (AfDB) は調達ルール変更

を検討 (AfDB procurement rules revision)

アフリカ開発銀行 (AfDB) は、「物品や役務の調達手順に関する手順書」および「コンサルタント活用手順書」を改定すべき時期であると報告している。2000年のバージョン (FIDICHPから入手可能) に関しては、膨大な量の文書改定、厳密な調和化、銀行業務の効率性と発注事務を改善する新しい様式の導入が検討されてきた (ADB.orgから入手可能)。FIDICは2007年7月5日までにコメントするように要請されており、FIDIC事務局を通してアフリカ地域協会連合 (GAMA) と委員会からの意見を調整するであろう。

H.2 2007年スイス協会年次総会にFIDIC出席 (FIDIC attends the USIC-Switzerland 2007 annual meeting)

ジュネーブのFIDIC事務所とスイスのFIDICメンバー協会は近接するにも拘らず、FIDIC専務理事 Enrico Vinkは、就任以来3年たつて漸くスイス協会USIC-スイスの年次総会に出席することができた。他の欧州諸国のように、リスク、持続性、技術不足、および報酬に関連する問題があるにもかかわらず、CE産業の前進は目を見張るものがある。Enricoはこの機会に、重要な話題の大部分をカバーしつつ、FIDICの多くのガイドラインと政策について説明した。FIDICは単に国際ビジネスの関心事を示しただけでなく、バーゼル大学の立派なホール集まった聴衆に対しても相当な興味を引く話題を提供した。メッセージは、FIDICは地域で利用するために国際的に最も良い手法を開発するという、すなわちグローバルに考えー地域で行動である。

以上

原文はFIDICホームページに掲載されています。

http://www1.fidic.org/news/issues/fidic_news_jun07.html

事務局報告

－ 1 － 第215回理事会 報告

日 時：平成19年6月11日(月)

14:00～17:00

場 所：AJCE事務局

出席理事：14名

出席監事：2名

議 事：

1. 会員委員会 報告・審議

会員増強

2. 倫理委員会 報告・審議

BIMS アンケート集計

3. 政策委員会 報告・審議

受託事業

新公益法人制度

4. 総務財政委員会 報告・審議

総務財政に係る規定集の改定

5. 国際活動委員会 報告・審議

AJCE特別セミナー

QBS アンケート

6. 技術研修委員会 報告・審議

日豪交換研修 10月2日～11月12日

FIDIC大会報告会 10月5日(金)

AJCE年次セミナー 11月20日(金)

7. 広報委員会 報告・審議

8. 技術交流委員会 報告・審議

9. JBICガイドライン改訂検討委員会報告

10. 事務局報告

－ 2 － 定時総会 報告

日 時：平成19年5月15日(火)

13:00～16:00

場 所：学士会館本郷分館

出席数：159名(委任状による出席含む)

正会員数：233名

定足数：117名

議 事：

1. 平成18年度事業報告

2. 平成18年度収支決算報告

－ 3 － 日豪交換研修 始動

今年はオーストラリア協会の若手技術者6名をAJCE
会員企業が受け入れます。

事前研修：6月～10月

E-Mailを活用した研修を実施します。

研修生受入期間：10月12日～11月2日

期間中にはAJCE若手技術者との交流会(ヤング・
サミット)を開催予定

研修成果は、AJCEホームページおよび会報にてご報
告いたします。

－ 4 － FIDIC-2007大会

期 間：2007年9月10日～9月13日

開 催 地：シンガポール

テ ー マ：Global services, enhanced partnerships

－障壁を乗り越え、協力関係の確立－

AJCEからは30名ほど参加予定です。

大会の内容は次号の会報でご報告いたします。

－ 5 － FIDIC-2007大会報告会 ご案内

日 時：10月5日(金)

13:30～17:30

場 所：(株)日本工営 会議室

FIDIC大会の参加者に、各種会議・ワークショップの概
要を報告いただきます。

本セミナーの詳細はAJCEホームページにて、ご案内
いたします。

－ 6 － AJCE年次セミナー ご案内

日 時：11月20日(火)

13:30～17:30

場 所：(株)日本工営 会議室

テ ー マ：－検討中－

毎年好評を頂いているAJCE年次セミナー

テーマは現在検討中です。

本セミナーの詳細はAJCEホームページにて、ご案内
いたします。

－ 7 － その他 行事予定

8月7日 第216回理事会

10月9日 第217回理事会

編集後記

今年度から広報委員会に加わらせて頂きました。イタリアに長期滞在した経験を活かしつつ、海外のCE(コンサルティング・エンジニア)事情の紹介など、皆様のお役に立てれば幸いです。

建設コンサルタンツ協会・関東支部の広報委員も兼任しておりますが、建コン協がいわゆる業界団体、それももっぱら国内を守備範囲としていることに対し、AJCEは国際機関であるFIDICの「日本支部」としての役割を担う組織であり、CEを取り巻くグローバルな環境を活動フィールドにしています。AJCEの広報は、まず、二組織の性格の違いを踏まえた展開を図ることが使命の第一と考えております。また、CEの活動環境が厳しい状況にあることは国際的傾向といえるようですが、国内においては企業経営・就労環境の悪化も深刻な事態となっており、こうした環境を乗り越えていくためのヒントを、世界における新市場の潮流、先進企業の経営戦略といった視点から紹介していくことが、第二の使命であると思っています。

イタリアは、インフラづくりの天才・ローマ人の遺産を受け継ぐとともに、中世、ルネッサンス、バロック期に重厚な都市基盤を蓄積させました。加えて、戦後の現代においても、歴史的街区の保全・活用、広域的な景観保全、まちづくりと一体となった都市交通政策、アグリ・ツーリズムやスロー・フード運動の展開など、文化・観光大国に恥じない国土・地域づくりをハード、ソフトの両面から展開しています。そのような話題にもご期待ください。

(広報委員会・民岡順朗 記)

会報掲載記事がAJCEホームページからダウンロードできるようになりました。
AJCEホームページ：<http://www.ajce.or.jp>

次号 Vol.31 No.2(秋号) 予告
特集:FIDIC-2007シンガポール大会 報告

広報委員会からのお願い 会員各位の自由な投稿をお待ちします

コンサルティングエンジニアを取り巻くいろいろな問題を、もっと自由に議論し、より身近なものとして捉えていく場を提供したいとの考えから、会員の皆様からの原稿を募集し、随時掲載していきたいと考えております。会報を通して皆様方が伝えたい意見、体験報告等をお送り下さい。

氏名、所属、タイトル、ご執筆者のプロフィール(200字程度)、連絡先(電話番号等)を明記の上、3,000~4,000字程度の分量にまとめて、事務局宛にEメール、ファックス、郵送にてお送り下さい。写真・図表等も加えて頂ければより良い読み物となります。

AJCE会報8月号

2007年8月10日発行

発行 社団法人 日本コンサルティング・エンジニア協会 (AJCE)
東京都台東区上野3丁目16番4号 文行堂ビル3F
TEL 03-3839-8471 FAX 03-3839-8472
URL <http://www.ajce.or.jp/> E-mail: info@ajce.or.jp

編集 広報委員会

デザイン・レイアウト 株式会社 大應
東京都千代田区内神田1-7-5

普通会员・賛助会員一覧（平成19年6月末現在）

（普通会员・53社）

株式会社アイ・エヌ・エー
秋山技術士事務所
株式会社明野設備研究所
池田技術士事務所
いであ株式会社
株式会社エヌジェーエス・コンサルタンツ
OYO インターナショナル株式会社
有限会社大塚エンジニアリング
有限会社大野化学機械工業所
大本俊彦建設プロジェクト・コンサルタント
株式会社オリエンタルコンサルタンツ
技術士大野壽彦事務所
基礎地盤コンサルタンツ株式会社
有限会社ケープラス
栗原環境技術研究所
黒澤R & D技術事務所
株式会社建設技研インターナショナル
株式会社建設技術研究所
国際航業株式会社
桜井技研
清水技術士事務所
創造工学研究所
有限会社高木技術士事務所
武田機械・経営技術士事務所
田中宏技術士事務所
中央開発株式会社
株式会社長大
電気技術開発株式会社
株式会社東京設計事務所
株式会社東光コンサルタンツ
株式会社ドーコン
中塩技術士事務所
中島技術士事務所
長友機械技術士事務所
中西技術士事務所
株式会社中堀ソイルコーナー
株式会社日水コン
日本工営株式会社
株式会社日本構造橋梁研究所
株式会社日本港湾コンサルタント
日本シビックコンサルタント株式会社
日本水工設計株式会社

株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル
早房技術士事務所
有限会社樋口コンサルタント
平野技術士事務所
プラント設計株式会社
ペガサスエンジニアリング株式会社
株式会社メイケン
株式会社森村設計
八千代エンジニアリング株式会社
株式会社山下水道設計事務所
湯浅技術士事務所

（賛助会員・8社 3名）

株式会社石垣
株式会社荏原製作所
株式会社クボタ
住友信託銀行株式会社 東京中央支店
社団法人全国地質調査業協会連合会
社団法人日本建築家協会
株式会社日立製作所
前澤工業株式会社 東京支店
落久保 博明
海道 勝
竹村 陽一

（企業内個人会員）

171名

（五十音順）



Association of Japanese
Consulting Engineers

社団法人 日本コンサルティング・エンジニア協会 (AJCE)
(FIDIC加盟機関)